

ツキノワグマ対策基本方針

令和 7 年 11 月 5 日 策定
令和 7 年 11 月 21 日 改定
岩 手 県

1 はじめに

全国的にツキノワグマ（以下「クマ」という。）の出没件数や人身被害が増加傾向の中、国では令和 6 年 4 月に四国を除くクマの個体群を指定管理鳥獣に追加するとともに、クマ被害対策施策パッケージをとりまとめました。

さらに、令和 7 年 4 月には市街地での銃使用の規制緩和を柱とする「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」を公布し、9 月に施行しました。

本県では、令和 4 年 3 月に第 5 次ツキノワグマ管理計画を策定し、生息数の推定結果を踏まえ、科学的知見に基づいた個体数管理や被害防除対策を市町村とも連携しながら取り組んできたことに加え、国が示す対策方針も踏まえながら、クマの被害防止に向けた各種対策を強化してきたところです。

特に令和 7 年 10 月以降、住宅街や学校等の人の生活圏におけるクマの出没が相次ぎ、県民の命を脅かす状況が現実のものとなる中、地域住民等の安全を確保するためには、人とクマとのあつれきを軽減していくことが重要であり、個体数管理、被害防除などの総合的な対策をこれまで以上に推し進めることが必要です。

そこで本県では、クマ被害対策として、次の 5 つの柱で構成する取組を効果的に推進するため、「ツキノワグマ対策の基本方針」を定め、今般の国における新たなクマ被害対策施策パッケージも踏まえつつ、総合的な対策の強化を図ります。

【5 つの柱】

- (1) 人の生活圏への出没防止
- (2) 出没時の緊急対応
- (3) クマ類個体群管理の強化
- (4) 人材の育成・確保
- (5) 対策の実効性を高める体制の整備等

2 現状と課題

- (1) 令和 7 年度に入り、11 月 20 日までに市街地やその周辺において死亡事例 5 件を含む人身事故が 36 件 37 名発生しています。
- (2) 令和 7 年 4 月の法改正を踏まえ、県ではクマが市街地に出没した際の対応マニュアルを整備し、訓練を実施しているところですが、緊急銃猟における安全の確保

が困難な場合における捕獲体制を構築する必要があります。

- (3) 本県は、全国的にみても死亡事案を含め人身被害が多いことから、これまでも警報の発表やSNS等による注意喚起を行ってきたところですが、今後更に県民への被害防止に向けた迅速かつ的確な注意喚起と、クマへの対応などに関する正しい知識の普及啓発を強化していくことが必要です。
- (4) また、これまでの農林業被害を及ぼす有害な個体の捕獲から、人の生活圏への出没を未然に防止するため、被害の有無に関わらず、人の生活圏周辺の緩衝帯（里地里山）における更なる「個体数管理」の強化が必要です。
- (5) さらに、クマの捕獲には危険が伴うことから、捕獲や放獣に関する正しい知識と技術を有した捕獲技術者の育成・確保が必要です。

3 県が取り組む具体的な推進方策

(1) 人の生活圏への出没防止

人の生活圏への出没を防止するため、集落周辺での放任果樹等の誘引物の除去等の管理の徹底、農地への電気柵の設置、人の生活圏と接する山林や耕作放棄地、河川等の刈り払いなど緩衝帯の整備に取り組みます。

【これまでの取組】

- ※ 予算及び実績については、令和7年2月に策定した「岩手県ツキノワグマ対策パッケージ」に基づく令和6年度及び令和7年度の合算値とした。
- ア 鳥獣被害防止総合対策事業費（国庫）を活用した、市町村等が実施する電気柵の設置、農地の防除対策、農地等における緩衝帯の整備及び放任果樹の伐採等への補助
- イ 農業者や関係機関・団体職員等を対象とした電気柵設置講習会等の開催（R7 予算：850千円、実績：2回）
- ウ いわての森林づくり県民税を活用した、クマ等の出没抑制を図るための市町村等が地域住民の意向を踏まえて取り組む緩衝帯整備等への補助（R7 予算：10,000千円、実績：1件）
- エ 間伐等を通じた人の生活圏とクマの生息域との間の緩衝帯の整備（R6～7 予算：31,865千円、実績：R6 里山林の整備588ha、活動組織数78団体）
- オ 県管理河川における藪の刈り払い等緩衝帯の整備や河川区域におけるクマ罠設置等への円滑な占用許可の実施（河道掘削工事と合わせて実施した立木伐採の箇所数（R6）：41箇所）
- カ 野外イベントの実施団体等に対するクマ鈴・クマスプレー等の貸与を実施（R6～7 予算：835千円、実績：43団体（クマ鈴459個、クマスプレー35本））
- キ 市町村が行う緩衝帯整備などの出没防止対策への補助率の引上げや十分な予算措置に関する国への要請

ク ブナ等の堅果類豊凶状況調査の結果やクマの出没・被害の状況を踏まえた、注意報や警報の発令

【早急に行うべき対策】

- ア シカやイノシシの被害防止対策として効果を挙げている、有害鳥獣の捕獲とともに、侵入防止柵の設置や、里山周辺の除間伐など、地域ぐるみの被害防止活動を積極的に推進
- イ デジタル技術（ドローン、GPS、AI カメラ等の活用）を活用したクマの行動管理手法の検討
- ウ 国等の管理河川において藪の刈り払いが必要な場合の連携・協力体制の構築
- エ 科学的知見に基づく「岩手県ツキノワグマ管理計画」の改定

【中長期的な対応】

- ア 人とクマの空間的なすみ分けを図るためのゾーニング管理のあり方の検討
- イ いわての森林づくり県民税の使途の拡大による、クマの出没抑制に寄与する河川内や学校周辺等の樹木の伐採・藪の刈り払い等の環境整備の実施
- ウ 針広混交林等への誘導、広葉樹の病虫害被害の防除

（２） 出没時の緊急対応

クマの市街地等への出没に備え、県や市町村、警察、猟友会等と連携して、地域住民と捕獲従事者の安全を確保した上で捕獲できる体制を構築するとともに、必要な訓練の実施などを進めます。

【これまでの取組】

- ア 補助事業（指定管理鳥獣対策事業補助金）による、市町村が実施する緊急銃猟体制の整備への支援（R7 予算：5,000 千円）
- イ 緊急銃猟に係る対応訓練の実施（R7 予算：2,845 千円、実績：釜石市 1 回）
- ウ 学校に対する児童生徒への被害防止に向けた取組の周知徹底（R6～7 実績：8 回）
- エ 市街地等での銃によるクマの捕獲を想定した、県や市町村、警察、猟友会で構成する緊急銃猟対策チームの設置
- オ 鳥獣被害防止総合対策事業費（国庫）の「クマ特別対策」を活用し、農地等に繰り返し出没するクマの捕獲や追払い、生息環境管理を実施する市町村等への補助（R7 予算：9,000 千円、実績：1 件）
- カ わな遠隔監視システムによるクマの効率的な捕獲技術の実証（R6 予算：60 千円、実績：1 件）

【早急に行うべき対策】

- ア 自衛隊 OB・警察 OB を含む銃使用の経験と能力を有する者に対する狩猟免許の取得促進並びにハンターの育成及び地域における捕獲者の現状を踏まえたガバメントハンターの確保・配置
- イ 被害が多発している市町村（北上市、一関市及び雫石町等）における被害の分析結果に基づく対策の実施
- ウ 市町村による捕獲対策や緩衝帯整備、クマ特別対策等の実施に向けた鳥獣被害防止総合対策事業費（国庫）の活用促進
- エ 市街地に出没したクマの麻酔等での捕獲、それに係る訓練の実施及び麻酔捕獲従事者の防護装備品の配備
- オ 麻酔捕獲従事者の確保・育成に向けた研修会の開催
- カ 吹き矢による麻酔捕獲体制の整備
- キ 捕獲従事者への手当や捕獲に係る経費の市町村への支援
- ク 人身被害の防止に向けた県民への注意喚起の強化
- ケ 説明会の開催や事例の共有等、国と連携した市町村への緊急銃猟制度の着実な理解の促進
- コ 関係者を対象とした人の生活圏への出沒防止（緩衝帯の整備・強固な柵・電気柵の設置、誘引物の撤去等）に関する研修会等の実施
- サ ICT など最新技術等を活用した出沒情報の収集・提供方法の検討
- シ 特別支援学校におけるスクールバスによる登下校安全対策の強化

【中長期的な対応】

- ア 専門家の意見を踏まえた岩手県教育委員会危機管理マニュアルの見直し及び学校の危機管理マニュアルの改定の促進
- イ 教職員等に対するクマ出沒時対応も含めた研修の実施

（３）クマ類個体群管理の強化

生息数等のモニタリングを実施しながら、農地周辺に出没する凶暴化したクマや人馴れしたクマの積極的な捕獲、人の生活圏への出沒を未然に防止するための緩衝地帯での捕獲を進めるとともに、市町村と連携し、人とクマとの空間的なすみ分けを図るためのゾーニング管理を進めます。

【これまでの取組】

- ア 全県の生息個体数推計のための大規模ヘアトラップ調査の実施（R6～R7 予算：59,547 千円、実績：北奥羽地域 13 区画、北上山地地域 26 区画）
- イ 生息密度の動向を継続的に把握するための小規模ヘアトラップ調査の実施

(R6～R7：5,423 千円、実績：花巻市、遠野市を隔年で実施)

ウ 市町村が実施する有害捕獲枠の機動的な追加配分や、生息・捕獲状況を踏まえた捕獲上限数の柔軟な見直し(実績：R6 計 571 頭配分、R7 計 751 頭配分 ※R7.9 月時点)

エ 個体数管理のための指定管理鳥獣捕獲による県としての捕獲の実施(R7：12,596 千円)

オ 市町村等による捕獲個体処理施設(解体処理、食肉加工、焼却など)整備費用への補助制度の創設(R6～R7 予算：15,095 千円)

カ 鳥獣被害防止総合対策事業費(国庫)の「クマ特別対策」を活用し、農地等に繰り返し出没するクマの捕獲や追払い、生息環境管理等を実施する市町村等への補助《再掲》(R7 予算：9,000 千円、実績：1 件)

キ 新規の猟銃取得への支援(R6 予算：60 千円、実績：1 件)

【早急に行うべき対策】

ア 箱わなの新たな整備やセンサーカメラの導入による指定管理鳥獣捕獲体制の更なる強化

イ 市町村による捕獲対策や緩衝帯整備、クマ特別対策等の実施に向けた鳥獣被害防止総合対策事業費(国庫)の活用促進《再掲》

【中長期的な対応】

ア 人とクマの空間的なすみ分けを図るためのゾーニング管理のあり方の検討

イ 国の動向を踏まえた春季捕獲の実施の検討

(4) 人材の育成・確保

クマは他の鳥獣と比較して、捕獲を実施する際の危険度が大きいことから、捕獲や放獣に関する正しい知識と技術を有した捕獲技術者の育成・確保を図るとともに、地域の実情に応じた被害防止対策を推進するため、クマの生態や対策に関して知見を有する人材を配置します。

【これまでの取組】

ア 捕獲者の技術向上のための研修会の実施(R6～R7：1,221 千円、実績：盛岡市 2 回、葛巻町 2 回予定)

イ 新規狩猟者の確保のための研修会の実施(R6～R7：1,043 千円、実績：矢巾町 2 回)

ウ 被害防止対策を推進するための「クマ対策アドバイザー」の配置(R7:1,958 千円)

エ 市街地等での銃によるクマの捕獲を想定した、県や市町村や警察、猟友会で構

成する対策チームの設置《再掲》

オ 県や市町村における対策推進を担保する交付金の拡充に向けた国への要請

【早急に行うべき対策】

ア 自衛隊 0B・警察 0B を含む銃使用の経験と能力を有する者に対する狩猟免許の取得促進並びにハンターの育成及び地域における捕獲者の状況を踏まえたガバメントハンターの確保・配置《再掲》

イ クマ対策アドバイザーの派遣による市町村への被害防止対策支援

ウ 麻酔捕獲者の確保《再掲》

エ 市町村と連携した狩猟免許試験の開催地の拡大

オ 警察など関係機関と連携した捕獲体制の充実強化に向けた検討

カ 警察によるライフル銃を使用したクマの駆除と必要な資機材の整備

キ 捕獲従事者への手当や捕獲に係る経費の市町村への支援《再掲》

【中長期的な対応】

ア 各種業界団体など様々な主体と連携した地域ぐるみのクマ対策の推進体制の検討

(5) 対策の実効性を高める体制の整備 等

(1)から(4)までの対策を着実に推進するため、県・市町村における推進体制の整備を進めるとともに、財源確保等国に対する必要な要望の実施や、人身被害の防止に向けた県民への普及啓発、科学的な知見に基づく効果的な対策のための調査・研究を更に推進します。

【これまでの取組】

ア 市街地等での銃によるクマの捕獲を想定した、県や市町村や警察、猟友会で構成する対策チームの設置《再掲》

イ クマの地域個体群の管理について検討を行う学識経験者、関係団体及び行政機関等で構成するツキノワグマ管理検討協議会の設置（R6～R7：529 千円/2回開催）

ウ 地域の実情を踏まえた被害防除の検討を行う地区管理協議会の設置

エ 野生鳥獣による農林水産被害の低減に向けた県や市町村、関係団体を構成員とする岩手県鳥獣被害防止対策会議の設置（R6～7 予算：722 千円、実績：設置中）

オ 県内 10 地域に、わな遠隔監視システムなど I C T を活用した捕獲技術等を実証する岩手県鳥獣被害防止対策会議現地対策チームの設置（R6～7 予算：7,833 千円、実績：10 地域）

- カ ウェブサイトや SNS 等を活用した出没状況や遭遇した際の対処方法など、被害防止に関する情報の発信（R6～R7：7,039 千円、実績：CM 放送、チラシ・ポスター配布）
- キ ブナ等の堅果類豊凶状況調査の結果やクマの出没・被害の状況を踏まえた、注意報や警報の発令《再掲》
- ク 子どもにわかりやすい教材を活用したクマの生態等に関する普及啓発（R6～7 予算：835 千円、実績：3 件）
- ケ 学校に対する児童生徒への被害防止に向けた取組の周知徹底（R6～7 実績：8 回）
- コ 環境保健研究センターによる生態調査研究の推進（R6～7 予算：13,127 千円、実績：北奥羽地域 7 区画、北上山地地域 7 区画）
- サ 県や市町村における対策推進を担保する交付金の拡充に向けた国への要請《再掲》
- シ クマへの対応に関する正しい知識の普及啓発に向けた国としての情報発信の強化の要請

【早急に行うべき対策】

- ア ツキノワグマ緊急対策チーム設置による実施体制の強化
- イ 被害防止対策を推進するためのクマ対策アドバイザーの配置《再掲》
- ウ 環境保健研究センターによる死亡事案発生時の DNA 解析体制の構築
- エ 新聞やテレビを活用した人身被害の防止に向けた情報発信の更なる強化
- オ クマ出没時の学校生活や登下校の安全確保に向けた取組
- カ 観光客等に向けた注意の喚起と正確な情報の発信
- キ 関係者を対象とした人の生活圏への出没防止（緩衝帯の整備・強固な柵・電気柵の設置、誘引物の撤去等）に関する研修会等の実施《再掲》

【中長期的な対応】

- ア 大学と連携したクマの行動分析・生態研究
- イ 市町村が行うパトロールへの支援
- ウ 国の各種交付金等を活用した登下校見守りボランティア等への安全装備等の必要な資機材の配備
- エ 県立学校、県立社会教育施設等におけるクマ対策に必要な環境の整備（クマ対策関連資機材の購入など）

【参考資料１：ツキノワグマによる人身被害の発生状況及び出没の状況】

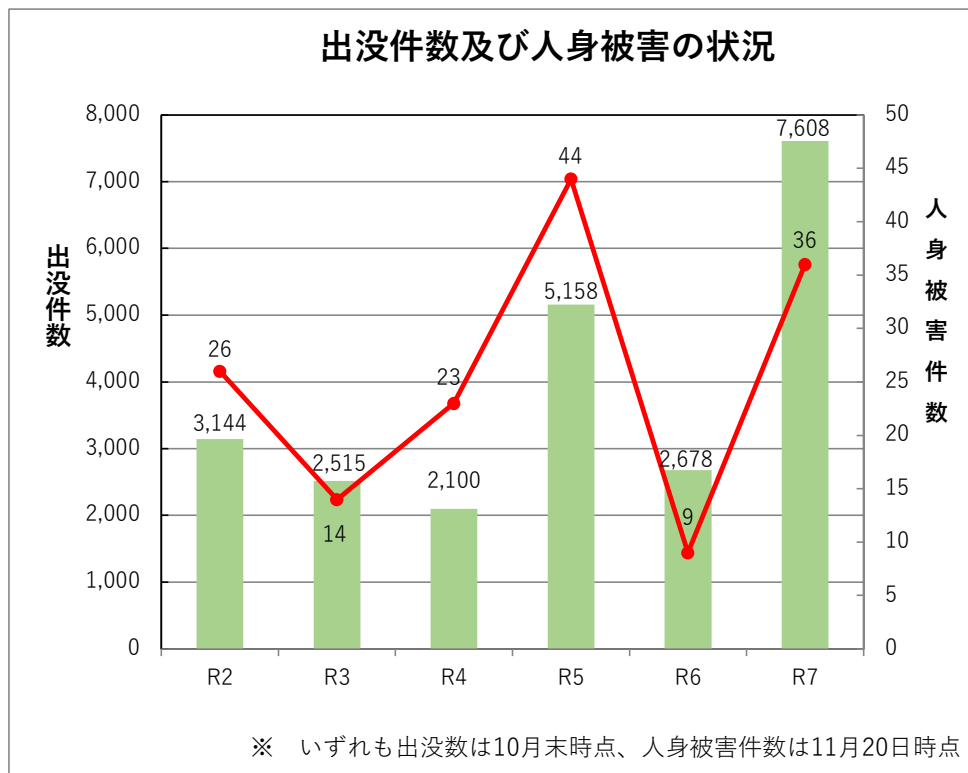
１ 出没件数 (件)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
各年度同期比 (10 月末)	3, 144	2, 515	2, 100	5, 158	2, 678	7, 608
年度計	3, 316	2, 602	2, 179	5, 877	2, 883	—

２ 人身被害

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7※
件 数 (件)	27	14	23	46	10	36
人 数 (人)	29	14	24	49	10	37
うち死亡 (人)	—	—	—	2	1	5
各年度同期比 (11 月 20 日時点) (件)	26	14	23	44	9	—
各年度同期比 (11 月 20 日時点) (人)	28	14	24	47	9	—

※ 令和 7 年度は、令和 7 年 11 月 20 日時点



【参考資料 2：狩猟免許所持者数】

1 狩猟免許所持者数の延べ人数

年度	網猟	わな猟	第一種銃 猟	第二種銃 猟	合計
R2	142人	1,517人	1,873人	26人	3,558人
R3	144人	1,703人	1,858人	30人	3,735人
R4	137人	1,938人	1,921人	28人	4,024人
R5	163人	2,077人	2,061人	38人	4,339人
R6	164人	2,231人	2,014人	40人	4,449人

2 年代別狩猟免許所持者数

	18～19 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代～	合計
R2	9 人 (0.25%)	203 人 (5.7%)	300 人 (8.4%)	461 人 (13.0%)	479 人 (13.5%)	2,106 人 (59.2%)	3,558 人
R3	5 人 (0.13%)	241 人 (6.5%)	369 人 (9.9%)	540 人 (14.5%)	520 人 (13.9%)	2,060 人 (55.2%)	3,735 人
R4	5 人 (0.12%)	268 人 (6.7%)	400 人 (9.9%)	576 人 (14.3%)	591 人 (14.7%)	2,184 人 (54.3%)	4,024 人
R5	4 人 (0.09%)	270 人 (6.22%)	449 人 (10.35%)	663 人 (15.28%)	609 人 (14.04%)	2,344 人 (54.02%)	4,339 人
R6	2 人 (0.04%)	266 人 (5.98%)	491 人 (11.04%)	707 人 (15.89%)	672 人 (15.10%)	2,311 人 (51.94%)	4,449 人

3 第一種銃猟免許年代別所持者数

	18～19 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代～	合計
R2	0 人 (0%)	84 人 (4.5%)	135 人 (7.2%)	227 人 (12.1%)	229 人 (12.2%)	1,198 人 (64.0%)	1,873 人
R3	0 人 (0%)	99 人 (5.3%)	170 人 (9.1%)	257 人 (13.8%)	237 人 (12.8%)	1,095 人 (58.9%)	1,858 人
R4	0 人 (0%)	108 人 (5.6%)	180 人 (9.4%)	274 人 (14.3%)	255 人 (13.3%)	1,104 人 (57.5%)	1,921 人
R5	0 人 (0%)	120 人 (5.82%)	206 人 (10.00%)	305 人 (14.80%)	269 人 (13.05%)	1,161 人 (56.33%)	2,061 人
R6	0 人 (0%)	115 人 (5.71%)	218 人 (10.82%)	317 人 (15.74%)	296 人 (14.70%)	1,068 人 (53.03%)	2,014 人

※実際にクマを銃猟により捕獲できる者は限られる

【参考資料３：岩手県猟友会及び各地区猟友会の構成員数について】

１ 岩手県猟友会構成員数

(単位：人)

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
1, 767	1, 861	1, 973	2, 022	2, 081

※各年度末時点の構成員数であること

２ 岩手県猟友会を構成する各地区猟友会の構成員数

(単位：人)

猟友会名	R2	R3	R4	R5	R6
盛岡	149	155	166	168	163
雫石町	37	40	50	51	52
滝沢	37	40	40	44	40
岩手町地区	38	38	37	48	47
紫波郡	52	57	66	67	71
八幡平市	49	54	57	56	63
花巻市	85	102	117	127	140
和賀	105	107	104	104	101
胆沢	117	130	128	129	123
江刺	87	85	88	83	85
西磐	133	148	151	160	169
東磐	151	146	157	156	163
大船渡	53	57	63	60	60
高田	99	98	98	98	103
遠野	106	111	118	123	125
釜石大槌	100	110	118	124	125
宮古地区	105	106	111	113	114
山田	29	27	30	32	35
岩泉	55	55	63	69	73
田野畑村	18	21	20	19	21
久慈地方	71	78	91	92	99
二戸地方	68	71	76	74	83
軽米町	23	25	24	25	26
計	1, 767	1, 861	1, 973	2, 022	2, 081

※ 各年度末時点の構成員数であること

【参考資料４：過去５年間の捕獲数及び捕獲上限数】

(単位：頭)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7※
捕獲数	555	461	419	898	450	994
捕獲上限数	508	546	626	686	796	796

※令和７年度は１０月末現在（速報値）

【参考資料５：国がマニュアルで定めているクマ出没時における自治体の対応等】

環境省作成「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー令和３年３月」
より抜粋

１．クマ類の出没への対応

（３） 情報共有と対応方針の決定

出没があった際は、連絡体制図に従い関係者等の間で情報共有を行います。特に集落内や市街地に出没した緊急対応の場合は、速やかに伝達することが重要です。さらに、事前に作成した対応方針に基づき、出没事案に対する対応方針、対応方法を決定します。

具体的な対応方法としては、追い払い、捕獲檻・猟銃・麻酔銃による捕獲、監視という選択肢があります。それぞれの方法の特徴、長所、適した状況、適用時の注意点を以下に示します（表 2-1-1、2-1-2）。

表 2-1-1 各対応方法の特徴や適した状況等①（追い払い、捕獲檻・猟銃による捕獲）

	追い払い	捕獲檻による捕獲	猟銃による捕獲
特徴	・花火、動物駆逐用煙火 ^{※1} 、ゴム弾などを用いて、出没個体を追い払う方法	・ドラム缶檻やパンチングメタル檻などを使用して生け捕りにする方法	・火薬を使用して弾を発砲する致死的な捕獲方法
使用者に必要な資格・許可	・花火の使用：不要 ・動物駆逐用煙火の使用：毎年の保安講習の受講 ・ゴム弾の使用：銃砲所持許可、猟銃用火薬類等譲受許可または猟銃用火薬類等無許可譲受票	・有害鳥獣捕獲許可	・有害鳥獣捕獲許可 ・銃砲所持許可 ・猟銃用火薬類等譲受許可または猟銃用火薬類等無許可譲受票
長所	・花火や動物駆逐用煙火は住居集合地域等での使用の規制がないため、使用のハードルが低い ・対象個体に当てる必要がないので、様々な状況で使用でき、高い技術も不要である	・住居集合地域等での使用の規制がないため、使用のハードルが低い ・他の捕獲方法に比べると機材の扱いが簡単である	・出没しているその場で捕獲することができる ・離れた距離から命中させることができる
適した状況	・近くに逃走経路となる山林がある状況	・狭い範囲で繰り返し出没している場所 ・出没が夜間に限定される、現在出没していないなど緊急性が比較的高くない状況	・バックストップ（安土）が確保でき、跳弾の発生がない場所
適用時の注意点	・ゴム弾は猟銃を使用するため、住居集合地域等での使用は鳥獣保護管理法第 38 条の規制を受ける ・移動放獣のように長距離移動させることができないため、出没場所に強い執着がある場合、再出没の可能性がある	・猟銃の使用が禁止されている場所では、薬殺や電気殺などの止め刺し方法を検討しておく ・設置しても必ず捕獲できるとは限らない。特に、檻を警戒する個体や、学習している個体に対しては、捕獲の難易度が上がる	・殺傷力が強いので、周囲の安全に十分に注意する必要がある ・住居集合地域等での使用には警察官職務執行法（以下「警職法」という。）の適用が必要となる（詳細は後述）

^{※1} 動物駆逐用煙火・・・おもちゃ用の花火に比べ、威力の強い火薬を用いたもの。連続発射式花火や轟音玉など。

表 2-1-2 各対応方法の特徴や適した状況等②（麻酔銃による捕獲、監視）

	麻酔銃による捕獲	監視
特徴	・麻酔薬の入った投薬器を空気圧で発射して捕獲する方法	・出没個体に対して積極的な対応を取らずに、出没個体の動向を警戒する方法
使用者に必要な資格・許可	・有害鳥獣捕獲許可 ・麻酔銃所持許可 ・危険猟法許可（薬品の種類や量によっては必要）	不要
長所	・猟銃に比べると威力が非常に弱いため、弾の貫通や失中等による周囲への危険が少ない	・車があれば特別な道具類や技術は必要ない。 ・危険を冒さずに、人や車の圧力で山に戻ることもある
適した状況	・屋内等の逃走できない場所や、逃走する姿を継続して視認できる場所	・他の方法が取れない場合や、差し迫った危険性がない場合
適用時の注意点	・射程距離の 20～30m まで近づく必要がある ・命中してから麻酔が効き不動化するまでに約 5～10 分かかる ・住居集合地域等での使用には警職法の適用または鳥獣保護管理法による麻酔銃猟の許可が必要となる（詳細は後述）	・興奮させないように一定の距離を保ちながら、車から監視を行う

各方法の選択は、住民等の安全確保を基準として、クマ類の行動や興奮度合い、緊急性の程度、人家や建造物の配置、出没場所の状況などから、判断します。

※ 上記の対応のほか、令和 7 年 9 月 1 日から緊急銃猟制度が導入されています。

【参考資料５：人身被害防止に向けた県民への注意事項】

県民の皆様には、引き続き出没情報などを確認しながら、安全を最優先に行動いただきたい。

○ 山林内（クマの生息域）における対策

- ・ 事前に入山地域の出没情報や被害情報を確認する。
- ・ 複数人で行動し、明け方、夕方の入山は避ける。
- ・ 鈴やラジオ等の音の鳴るグッズを常に鳴らして存在をアピールする。
- ・ 食べ残し等、エサになるものを放置しない。
- ・ 撃退グッズ（撃退スプレー等）を携帯する。
- ・ クマの糞や足跡を見たら引き返す。

○ 人里における対策

- ・ 電気柵を設置し、クマを寄せ付けない対策をする。
- ・ 庭先果樹は適期が来たらなるべく速やかに収穫する。
- ・ 農地周辺のやぶを刈り払い、見通しの良い環境を整備する。
- ・ 廃棄野菜や生ごみ、コンポストの管理を適切に行う。
- ・ 屋外やクマが侵入できる納屋に果物、穀物、ペットフード等を保管しない。
- ・ 家屋や倉庫などについても施錠するなど、クマを侵入させない対策をする。

○ クマに遭遇した場合の対策

- ・ 背を向けて走って逃げない。
- ・ 目を離さず静かにゆっくり後退する。
- ・ 親子グマに注意する。
- ・ 風向きに注意して撃退スプレーを使う。
- ・ クマが攻撃してきたら両腕で顔や頭をカバーし、体を丸くして地面に伏せて防御する。